平成２５年（フ）第１２３号
北海道小樽市若竹町13番13号
債務者　佐藤　博子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１２６号
北海道小樽市花園３丁目７番６号　フロックス花園301号室
債務者　冨田　朋代
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第６５６号
仙台市青葉区荒巻神明町25番４号　シャングリラ荒巻Ａ―101
債務者　長内　嘉正
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
秋田県能代市字豊祥岱１番地62
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第７２号
茨城県神栖市矢田部9579番地13
債務者　高橋　広喜
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第７９号
茨城県神栖市日川3007番地２
債務者　保立　建藏
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第２５０号
茨城県古河市尾崎2934番地８
債務者　古谷　高章
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３０７号
埼玉県行田市長野２丁目９番18号　プラシードＳ201号、旧住所埼玉県行田市谷郷１丁目16番42号
債務者　持田　　達
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３１号
埼玉県深谷市東方町４丁目31番地12
債務者　宮尾　　昭
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９４６号
千葉市中央区春日１丁目21番14号　メゾン西千葉301号
債務者　近澤　文絵（旧姓韮澤）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９５６号
千葉県船橋市高根台３丁目３番241棟201号
債務者　竹中　寛人
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９６８号
千葉県船橋市三山８丁目11番１棟502号
債務者　青木美知代
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９８３号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区２棟401号
債務者　千葉　理加
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９８５号
千葉市中央区末広１丁目16番４号　シティハイムサンドール203号
債務者　川口　陽子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９８８号
千葉県船橋市本町６丁目13番53号
債務者　豊田　　靖
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９９７号
千葉市美浜区高洲１丁目17番７棟319号
債務者　松村　光子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１００６号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1470番地　サンハイツ織戸203号
債務者　山本　大史
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係